

## 飲食物の提供を行う大規模なイベントを主催する方へ

平成 24 年 4 月から長野市において飲食物の提供を伴う大規模イベントを行う場合は、公衆衛生の確保の観点から届出が必要になりました。

### 1 大規模イベントとは

公園やイベント会場において、各種団体等によって実施される来場者が概ね 3,000 人以上の興行、祭典、行事等が対象になります。（会場に常設の店舗は除く）

例 野球・サッカーなどのスポーツ祭典、コンサート・演劇、フードフェア、産業展、物品販売イベント

### 2 提出物

- ① 大規模イベント実施計画届 様式 1
- ② 出店者一覧表 様式 2
- ③ 食品取扱関係施設調査票 様式 3
- ④ 会場平面図
- ⑤ イベント予定表
- ⑥ 緊急時連絡先
- ⑦ その他（リーフレット等）



### 3 食品営業許可

食品を調理加工し、提供する場合は、食品衛生上の営業許可を取得する必要があります。祭りやイベント時に関しては、「臨時営業」や「露店営業」の許可を取得する必要があります。

- ① 臨時営業（許可期限内は同一イベントに限り同一の施設を作り営業可能）  
飲食店営業などの各業種の範囲内での食品の取扱いで、かつその中でも臨時営業のできる行為に限られます。
- ② 露店営業（祭礼・催事の期間中に長野県内での営業可能）  
取扱いは、調理方法による分類の中から、1業種につき1品目を選択し、提供できます。  
※詳細については、保健所にお問い合わせ下さい。  
※営利を目的としない場合は、臨時出店届が必要になります。

### 4 出店の際に必要な衛生事項（抜粋）

- ① 調理従事者の健康状態の把握
- ② 使用水は飲用適の水を使用する（水道水以外は水質検査で飲用に適するか確認してください）
- ③ 原材料等食品の衛生的な保管（冷凍・冷蔵品の温度帯を守る、区分け保管をするなど）
- ④ 営業時に出たゴミを適切に処理する

お問い合わせ先  
 長野市保健所食品生活衛生課（若里 6-6-1）  
 電話：026-226-9970  
 FAX：026-226-9981